

# 山武市総合計画策定基本方針（案）

## 1．総合計画策定の趣旨

平成18年3月27日に蓮沼村、松尾町、山武町及び成東町の4町村が合併して「山武市」が誕生いたしました。

山武市は、合併という基本的な枠組みの変化に加え、加速する少子高齢化、逼迫した財政状況、多様化する行政ニーズなどへの対応と様々な課題を抱えており、新たな発想で長期的な視野に立った制度や仕組みの再構築が求められています。

このような状況を踏まえ、今後の行政運営には、市民と行政が共通の理解を深め、「自主独立のまちづくり」を目指すことが大切になります。

誰もが幸せを実感できる山武市の実現のため、市民の参画を得ながら、広い視野、計画的視点に立ち、地方自治法第2条第4項に基づいたまちづくりの指針となる総合計画を策定するものです。

### 地方自治法第2条第4項 抜粋

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

## 2．総合計画策定の基本的な考え方

合併により誕生した山武市のこれからの10年間は、「骨格づくり」がテーマになります。

山武市の未来のために今回策定する総合計画は、創成期であることから前例にとらわれることなく、しっかりとした骨格と自治体としての体力を持つための計画とします。

また、計画は、市民参画と協働により、実現性が高く、市民にわかりやすい共感が得られる内容とします。

### （1）市民参画と協働

総合計画の策定において幅広く市民の意見や提案を反映させるため、市民意識調査、住民説明会、パブリックコメント等を実施するとともに、分野別、地域別等の様々な観点から計画全般にわたる市民の意見をいただき、市民と行政が協働し、信頼と責任をもって、未来に向け魅力ある山武市を築いていける計画を策定します。

### （2）わかりやすさと実現性の高さ

総合計画は、市民にわかりやすい表現に努め共感が得られる内容とし、厳しい財政状況を踏まえながらも、将来の山武市を見据えた実現性の高い計画とします。また、施策の指標の導入などにより、計画の実施段階において、進捗度、達成度、効果等を把握しやすい計画とします。

### 3 . 総合計画の構成

総合計画は、山武市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

#### (1) 基本構想

時流の変化や山武市の現状を踏まえ市政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、まちづくりの基本理念と将来都市像を示すとともにその実現に向けた基本施策(施策の大綱)などを明らかにするものです。

#### (2) 基本計画

基本構想に掲げる将来都市像を達成するために、施策の大綱に従い、社会情勢や財政状況等を勘案し、5年間で取り組むべき具体的施策を定めるものです。今回は前期基本計画を策定します。

#### (3) 実施計画

基本計画に示された具体的施策を効果的に実施するために、具体的な事務事業を明らかにし、毎年度の事業計画、予算編成等の指針になります。

実施計画は3か年のローリング方式とし、毎年度進捗状況を把握します。また成果の評価を実施して計画の見直しを行います。

### 4 . 総合計画の目標年次

(1) 基本構想(10か年計画):平成20~29年度

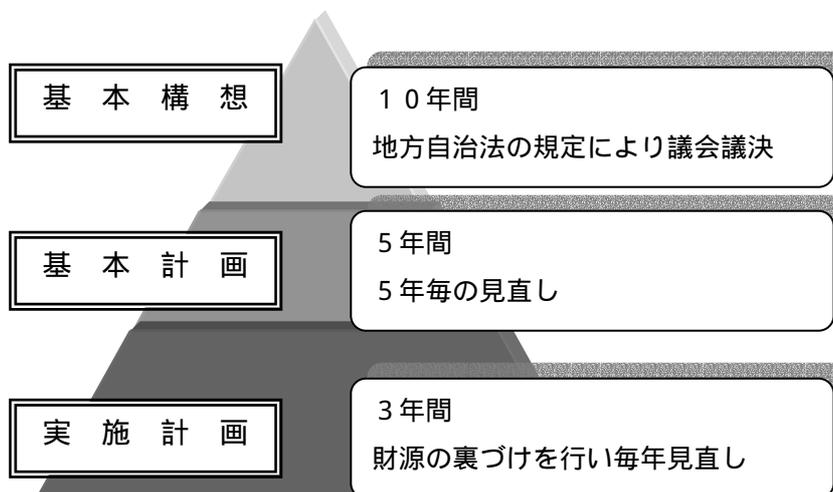
(2) 基本計画(5か年計画):平成20~24年度

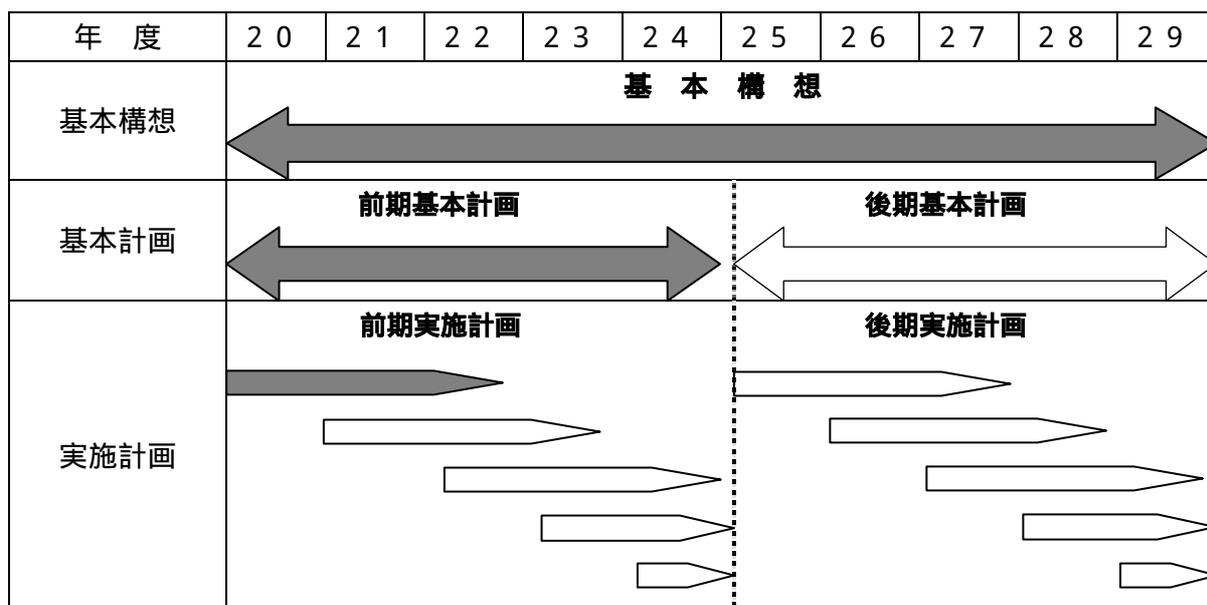
前期基本計画

(3) 実施計画(3か年計画):平成20~22年度

3か年のローリング方式

### 総合計画の体系





 は今回策定の計画を示します。

## 5 . 新市建設計画と総合計画の関係

新市建設計画は、合併後の市町村の一体的なまちづくりを速やかに確立するために、合併に伴う財政支援措置を有効に活用しながら計画を推進していくというもので、特に、合併特例債を受ける際に根拠となる重要な計画です。

また、新市建設計画には、新市の進むべき方向についてより詳細で具体的内容は、山武市において策定する基本構想、基本計画、実施計画のいわゆる総合計画にゆだねることが記されています。

したがって、山武市の総合計画は、新市建設計画で示された将来像、基本理念等を尊重しながら、これからの10年間の新しい山武市のまちづくりを具体的に映し出す計画になります。

## 6 . 総合計画策定体制

### (1) 庁内体制

総合計画策定にあたっては、総合計画策定委員会を設置し、全庁的な体制のもとに実施します。

総合計画における専門分野の素案の立案及び部内の総合調整を行うために、専門部会を設置します。また、各専門部会には各地区の地域審議会委員が参加できるものとします。

### (2) 市民参画

広く市民の意見や提案を反映させるため、策定過程の積極的な情報公開、住民説明会、パブリックコメント等を実施し、市民参画に努めます。

### **(3) 審議機関**

#### 山武市総合計画審議会

市議会の議員、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び公共的団体等を代表する者及びその他市長が必要と認める者で構成する委員数20名以内の山武市総合計画審議会を設置し、市長が諮問する山武市総合計画に関する事項について調査及び審議を受けます。

(山武市総合計画審議会条例第3条)

#### 各地区地域審議会

市長が諮問する山武市総合計画に関する事項について審議を受けます。また、総合計画中、当該地域に関する意見や提案については、当該地域審議会の意見をいただきます。

(地域審議会の設置に関する協議第3条)

## **7. 総合計画策定スケジュール**

山武市総合計画は、平成20年3月を目途に策定するものとします。